

森町ロゴマークの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、商標法(昭和34年法律第127号)に基づき森町が商標登録している森町ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の使用方法、手続等について必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークのデザイン及び使用方法等は、「別記マニュアル」のとおりとする。

(使用承認)

第3条 ロゴマークを使用する場合は、町長の使用承認を受けなければならない。ただし、町が使用する場合又は町が主催する事業等で使用する場合は、この限りでない。

2 ロゴマークの使用承認の基準は、別表のとおりとする。

(使用料等)

第4条 ロゴマークの使用承認の手続に係る費用及び使用料は、無料とする。

2 ロゴマークの使用に係る経費については、当該使用者の負担とする。

(使用承認の申請)

第5条 ロゴマークを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、森町ロゴマーク使用承認申請書(第1号様式)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書のほか、町長は、その他必要と認める書類を提出させることができる。

(使用承認の決定)

第6条 町長は、前条の規定により申請があった場合には、当該申請に係る内容を審査の上、使用承認の可否を決定するものとする。この場合において、町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認をしないものとする。

- (1) 森町の信用又は品位を害すると認められる場合
- (2) 消費者の利益を害すると認められる場合
- (3) 特定の政治活動や宗教活動に関係すると認められる場合
- (4) 法令や公序良俗に反すると認められる場合
- (5) その他町長が使用承認をすることを不相当と認めた場合

(使用承認の付与)

第7条 町長は、使用承認をすることと決定したときは、当該申請者に森町ロゴマーク使用承認決定通知書(第2号様式)により通知するとともに、ロゴマークのデータを引き渡すものとする。

2 町長は、前条の規定により使用承認をしないことと決定した場合には、当該申請者に森町ロゴマーク使用不承認通知書(第3号様式)により通知しなければならない。

(遵守事項)

第8条 前条の規定により使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の事項を遵守しなければならない。

(1)使用承認を受けた内容に沿った適正な使用を行うこと。

(2)ロゴマークを使用して虚偽行為や悪意を持った行為を行わないこと。

(使用方法の変更)

第9条 使用者は、使用承認を受けた内容を変更しようとするときは、事前に森町ロゴマーク使用承認変更申請書(第4号様式)により、町長の承認を受けなければならない。

(使用停止等)

第10条 使用者は、ロゴマークの使用を取り止め、又は承認内容を満たさなくなったときは、速やかに、森町ロゴマーク使用取り止め届出書(第5号様式)により町長に届け出なければならない。

2 使用者は、前項の規定による届出をしたときは、届出日をもってロゴマーク使用を直ちに停止しなければならない。

(使用承認の取消し)

第11条 森町は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消し、その旨を当該使用者に通知する。

(1)第8条の遵守事項に違反したとき。

(2)偽りの申請その他不正の行為によって、使用承認を受けたとき。

(3)虚偽行為により第三者に損害を与えるような使用をしたとき。

(4)その他町長が適当でないと認めたとき。

2 前項の規定により使用承認の決定を取り消したときは、森町ロゴマーク使用承認取消通知書(第6号様式)により当該決定を取り消された使用者に通知するものとする。

(責任の制限)

第12条 前条の規定によりロゴマークの使用承認を取り消した場合において、使用承認を受けた者に損害が生じて、町はその賠償の責めを負わない。

2 ロゴマークの使用承認を受けた者が、ロゴマークの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合、町は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

